

# 水道の冬じたくはお済みですか？

## 夜の冷え込みには気をつけましょう

気温が0℃以下になりますと、防寒の不完全な水道管は、凍ったり、破裂したりします。早めに冬じたくしましょう。特に、

- 水道管がむき出しになっているところ
- 水道管が北側にあるところ
- 風当たりの強いところ

にある水道管は、要注意です。

## 水道管が破裂した時

まず、止水せんをしめて水を止めます。そして、破裂した部分に布テープを巻きつけて応急手当をしてから、水道工事指定店へ修理をお申し込みください。

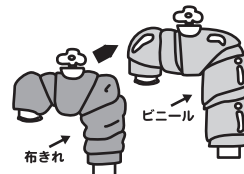
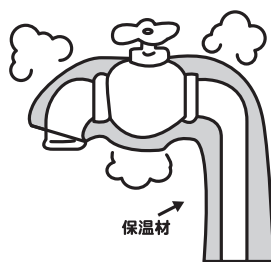
## 水道が凍って出ない時

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてときます。熱湯をかけると破裂やヒビ割れすることがありますので、ご注意ください。

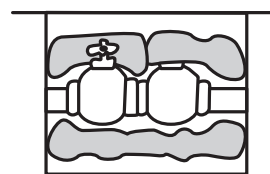


## 防寒の仕方

- ①保温材を巻きます。蛇口が破裂しやすいので、上まで完全に包んでください。
- ②手近なものとして毛布、布などがあります。それを当てて、その上からビニールなどを巻き、保温材がぬれないようにしましょう。



- ③メータボックスの中に使い古しの毛布や布切れ、発泡スチロールなどを入れ、保温してください。



■お問い合わせ先／役場水道課  
☎52-2676 情報 38-4283

## 社会保険料控除証明書について(続) (控除証明書専用ダイヤル)

平成17年分の所得から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付したことを証明する書類を確定申告又は年末調整の際に添付等しなければならなかったこととなりました。このため、今年から生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を11月上旬に発行しています。

確定申告又は年末調整の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますのでご注意ください。

- 控除証明書の内容のご照会、あるいは、控除証明書が届かない、紛失したので再発行してほしいなどのお問い合わせは

☎ **0570-00-9911** (控除証明書専用ダイヤル)までご連絡ください。

- 受付日時

平成17年11月4日～平成18年3月17日(平日9:00～17:00)

※再発行については、最寄りの社会保険事務所でも受け付けます。